



技管第1052号
令和7年12月2日

一般社団法人 山梨県建設産業団体連合会長 殿

山梨県県土整備部長

「山梨県建設工事総合評価実施要領」等の令和7年12月改定について（参考送付）

日頃から、本県の建設行政に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、令和7年12月1日付け県土総第3603号にて、山梨県県土整備部長から通知されている「健康保険被保険者証の失効に伴う現場代理人及び技術者の雇用確認書類について」と整合を図るため、「山梨県建設工事総合評価実施要領」等を改定し、令和7年12月2日以降の入札参加申請受付案件から適用しますので、参考までに送付します。

つきましては、貴団体の会員にも御周知いただけますようお願いいたします。

（改定する要領等）

1. 山梨県建設工事総合評価実施要領
2. 技術評価様式
3. 技術評価資料作成要領

※上記要領等について、1は山梨県ホームページ、2、3は山梨県公共事業ポータルサイトに掲載しています。

県 HP：<https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/96812791066.html#guideline>

公共事業ポータルサイト：<https://www.cals.pref.yamanashi.lg.jp/roi/>

県土整備部技術管理課
技術評価担当 西野・竹内
内線 9200-7162
TEL 055-223-1681
FAX 055-223-1684